

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年2月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500516号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500037号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年*月から平成3年3月まで

請求期間当時、私は大学生であったが、大学の友人から皆国民年金の手続をしている話を聞いて、20歳になった平成2年*月頃に国民年金に加入した。詳細については記憶していないが、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった平成2年*月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した旨主張しているが、請求期間に係る国民年金の加入手続を行った場所、国民年金保険料の納付金額及び納付方法について覚えていない旨回答及び陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳(記載されている国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。))は「*」で、現在は、基礎年金番号に統合済み。)によると、初めて国民年金の被保険者となった日は、学生が国民年金の強制加入被保険者となった「平成3年4月1日」とされており、当該日付はオンライン記録における請求者の国民年金の被保険者資格取得年月日とも一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は請求期間当時は大学生であった旨陳述しており、当該期間当時、20歳以上の学生は国民年金に任意加入することができる者であったところ、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金への任意加入の申出を行い、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は

見当たらない。

加えて、請求者が請求期間当時に住民登録をしていたとするA市は、当該期間当時の国民年金に係る資料は保存期間経過のため保管しておらず、請求者の国民年金に係る情報も確認できない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500007号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500098号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年1月1日から令和6年3月22日まで
② 令和6年3月22日から同年11月21日まで

A社における私の給与は、同社を休職していた期間は支給されておらず、復職した後は月額50万円ぐらいの支給があるはずだが、平成30年1月1日から令和6年3月22日までの期間については、給与支給のない期間において標準報酬月額50万円に基づく厚生年金保険料が控除され、復職した後は給与支給額に見合う標準報酬月額になっていない。また、令和6年3月22日から同年11月21日までの期間については、厚生年金保険の被保険者となっていないが、私は当該期間においてA社を退職していない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成30年1月1日から令和4年10月1日までの期間については、本件訂正請求日(令和6年11月21日)において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を適用し、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

請求者は、平成30年1月1日から令和4年10月1日までの期間に係る標準報酬月額について、休職によりA社からの給与支給がなかった期間については、標準報酬月額50万円に基づく厚生年金保険料が控除され、復職した後は月額50万円ぐらいの支給があるはずであるとして、当該期間に係る標準報酬月額の訂正を求めている。

しかしながら、A社から提出された賃金支給明細書及び同社担当者の陳述により確認できる平成30年1月1日から令和4年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標

準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できる。

このほか、請求期間①のうち、平成30年1月1日から令和4年10月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①のうち、平成30年1月1日から令和4年10月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間①のうち、令和4年10月1日から令和6年3月22日までの期間については、本件訂正請求日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していないことから、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法を適用し、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

また、厚生年金保険法において、標準報酬月額については、毎年7月1日現在で事業所に使用される被保険者について、当該日前3か月間（4月、5月及び6月）に支払われる報酬月額に基づいて決定し、当該決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの各月に適用される（以下「定時決定」という。）。ただし、昇給や降給等の固定的賃金の変動により、報酬の額に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と標準報酬月額に隔たりがないよう、次回の定時決定を待たずに標準報酬月額の変更が行われる。

請求者は、令和4年10月1日から令和6年3月22日までの期間に係る標準報酬月額（30万円及び36万円）について、上記1のとおり、復職した後は月額50万円ぐらゐの支給があるはずであるとして、当該期間に係る標準報酬月額の訂正を求めている。

しかしながら、賃金支給明細書により確認できる令和4年10月1日から令和6年3月22日までの期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額による標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①のうち、令和4年10月1日から令和6年3月22日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間②については、本件訂正請求日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、当該期間に係る被保険者資格については、厚生年金保険法を適用し、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

また、厚生年金保険法において、被保険者資格の喪失については、「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」旨定められている。

請求者は、請求期間②においてA社を退職していないとして、当該期間に係る被保険者資格の喪失年月日の訂正を求めている。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る個人経歴書、令和6年分給与所得の源泉徴

収票、雇用保険被保険者離職票－1及び同離職証明書（事業主控）によると、請求者の会社における退職（離職）年月日は、令和6年3月21日と記録されており、当該退職（離職）年月日はオンライン記録において確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日（令和6年3月22日）と符合していることが確認できる。

また、B健康保険組合から提出された被保険者情報によると、請求者の健康保険被保険者資格の喪失年月日は令和6年3月22日と記録されており、上述の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。